

(公 印 省 略)
第 3 6 9 - 1 6 3 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

(一社) 群馬県薬剤師会長
(一社) 群馬県病院薬剤師会長
(一社) 群馬県登録販売者協会会長
(一社) 日本チェーンドラッグストア協会群馬支部長
(一社) 群馬県医薬品配置協会会長
群馬県医薬品卸協同組合代表理事
群馬県医療機器販売業協会会長
群馬県麻薬卸売業者協会会長

様

群馬県健康福祉部薬務課長 赤上 直人

資格を証する書類の原本確認手続きについて (通知)

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、申請等に際し薬剤師免許証等、資格を証する書類の行政機関による原本照合については、令和 6 年 4 月 19 日付け薬第 3 6 9 - 5 号「本県における新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取り扱いについて」により、お示ししているところですが、今後進展する申請等のオンライン化等を見据え、令和 7 年 2 月 1 8 日から下記のとおり運用することとしましたので、御了知いただくとともに、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

○郵送による申請書及び届出書の受領について

従前の取扱いに加え、構造設備に関わるもの及び原本照合が必要なものについても、郵送により届出書（変更届）を提出しても差し支えない。

○郵送書類の原本確認手続きについて

薬剤師免許証等原本照合が必要なものについては、その写しを添付すること（原本の添付は不要）。この場合、その写しに「原本と相違ありません。」旨を記載の上、日付を

記入し、届出者又は店舗の管理者が記名して提出すること(押印不要)。

届出書の控えが必要な場合、書類を2部(1部は返送用。)作成し、送付先を記入し必要な額の切手が貼付された返信用封筒を同封すること。

なお、申請等を受け付けた後、必要に応じて、窓口や業許可等に係る調査等において、原本の提示を求め照合する場合があります。

〔 担当：薬務課薬事・血液係 森尾・設楽
電話：027-226-2663 〕